

平成 19 年 3 月 30 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 平成 19 年度 年度計画

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた平成 17 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画に基づいた平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの期間における業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織運営の効率化

必要最小限の組織として設置した総務部、経理部、企画部、関西業務部の 4 部により、組織運営の効率化に努める。

2 業務リスクの管理

的確な業務リスクの管理を行うため、以下の取組を徹底する。

平成 18 年 3 月 31 日付けで締結し同年 9 月 21 日及び平成 19 年 3 月 22 日に変更した協定（以下「協定」という。）に基づき作成した業務実施計画における機構の収支予算の明細（以下「償還計画」という。）を踏まえ、金利、交通量等の変動を常時注視し、債務返済の見通しについて、できる限り定量的に把握することを通じて、適切な債務の残高の管理に努める。

また、大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるとき又は貸付料の額若しくは会社（高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号。以下「道路会社法」という。）第 1 条に規定する会社をいう。以下同じ。）が徴収する料金の額が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 17 条に規定する貸付料の額の基準若しくは道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号。以下「措置法」という。）第 23 条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認める場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合においては、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更するなど、適切な措置を講ずる。

債務返済に係る借換資金の安定的確保や金利コストの低減のため、超長期債の発行を含む調達が多様化など、適切な措置を講ずる。

3 業務コストの縮減

外部委託、集約化、ITの活用等により業務運営全体の効率化を推進するとともに、市中金利の動向を踏まえた上で安定的に低利での資金調達を行うことにより、業務コストを可能な限り縮減する。このうち、一般管理費（退職手当を除く人件費を含む。）については、平成17年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額（実績ベース）と比較して2%を上回る削減を行う。

4 積極的な情報公開

次に掲げる取組を実施することにより、情報公開を行うとともに、公開内容の充実を図る。

その際、セグメント情報、会社情報等を含め、ホームページ、パンフレット、ファクトブック等でわかりやすく提供する。

財務内容の公開

財務諸表等を公開する。

その際、セグメント情報もホームページに掲載する。

また、債券の発行に伴い作成する債券説明書については、ホームページに掲載する。

資産の保有及び貸付状況の公開

ホームページで公開している「道路資産の保有及び貸付状況」を更新する。

債務の返済状況の公開

償還計画に基づく債務返済の計画と実績の対比等の情報について、差異の根拠、分析等も含め、内容を公表する。

費用の縮減状況の公開

高速道路の新設、改築及び修繕に関するコスト縮減の情報について、該当する工事の債務引受額、コスト縮減額、助成額及び会社の経営努力の内容を公表する。

また、会社の協力を得て、会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減の内容を公表する。

評価及び監査に関する事項

年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、ホームページで情報の提供を行う。

ホームページ等の充実

上記 から の情報提供に当たっては、各事務所に備え置き一般の閲覧に供するほか、ホームページに掲載する。また、ホームページを重要な情報の提供手段として位置付け、内容を充実し、利用者にとって価値のある情報の提供を行う。なお、英語版についても、可能な限り迅速な更新に努める。

業務パンフレット等による広報

機構の目的や業務の内容について、パンフレットやファクトブック等を活用するこ

とにより、情報の提供を行う。

5 業務評価の実施

業務の効率性及び透明性の向上を図るため、業務全体について自己評価を行い、その結果を公表する。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

機構は、協定に基づき、会社と連携協力しつつ、以下に掲げる高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、債務の返済等の業務を適切に実施する。

1 高速道路に係る道路資産の保有、貸付け

道路資産台帳を適切に更新することにより、機構が保有し、会社に貸し付けている高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握する。

貸し付けた道路資産の維持、修繕その他の管理の実施状況について、会社から報告を受けるものとし、必要に応じて実地に確認を行う。また、管理の水準、利便性の向上を示す客観的な指標（アウトカム指標）管理に要する費用の計画と実績の対比などが記載された「維持、修繕その他の管理の報告書」を公表する。

2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済

承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、償還計画を踏まえ、次に掲げる点に留意し、債務の管理を適切に実施することとし、機構の有利子債務残高について、平成 19 年度末時点において 34.6 兆円に減少させる。

1) 高速自動車国道及び本州四国連絡高速道路（道路会社法第 5 条第 2 項第 6 号に定める高速道路をいう。以下同じ。）に係るそれぞれの有利子債務については、平成 19 年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。

2) 首都高速道路（道路会社法第 5 条第 2 項第 2 号に定める高速道路をいう。以下同じ。） 阪神高速道路（道路会社法第 5 条第 2 項第 5 号に定める高速道路をいう。以下同じ。）並びに高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路及び本州四国連絡高速道路以外の高速道路に係るそれぞれの有利子債務については、平成 19 年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。

3) 業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務（法第 13 条第 2 項に規定する全国路線網に属する高速道路にあっては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株

式会社及び西日本高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算した額)について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。

債務の返済に充当する道路資産の貸付料及び機構が収受する占用料その他の収入の確保を図り、一方で、低利での円滑な資金調達に努めるなど、徹底した業務コストの縮減を進め、債務返済以外の支出を抑制することとする。

償還計画を踏まえ、金利、交通量等の変動を常時注視し、債務返済の見通しについて、できる限り定量的に把握することを通じて、適切な債務の残高の管理に努める

3 会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け

債務引受限度額を見直す場合には、見直し前の額を基準に、その算出の基礎となった工事の内容、物価又は金利等の条件の変動状況を考慮し、適正な額を設定する。

会社から債務を引き受ける際には、対象となる道路資産に対し、当該引受額が適正な額であることを十分に確認する。

道路資産が機構に帰属する場合には、当該道路資産の内容の確認を適正に実施する。

また、会社と取り交わした「機構保有資産に係る厳正な資産管理体制の確立に関する確認書」に基づき、厳正な資産管理を行う。

4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け

国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。

5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け

国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、国、当該出資地方公共団体及び会社とも協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。

6 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み

協定に基づき、会社の経営努力による高速道路の新設、改築及び修繕に要する費用の縮減を助長するための仕組みについて、「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」の審議を行う等、適正な運用を図る。

なお、協定においては、貸付料の額を固定すること（料金収入の実績による増減を除く。）により、維持、修繕その他の管理に要する費用（債務引受額に係るものを除く。）の縮減が直接会社の業績に反映される仕組みとなっている。

7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務

措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、現地の状況を熟知している会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施する。

なお、「水底トンネル等における危険物積載車両の通行の禁止又は制限に関する審議会」の審議を行い、首都高速中央環状トンネル（仮称）等の水底トンネル等における通行の禁止、制限を適正に行う。

また、道路占用又は高速道路への連結の許可に当たっては、適切な道路管理を確保しつつ、道路を利用した国民へのサービス向上が図られるよう、必要に応じ「高架下利用等審議会」の審議を行う等、制度の適切な運用に努める。

これらの事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、必要に応じて見直しを実施する。

8 本州四国連絡鉄道施設に係る業務

本州と四国を連絡する鉄道施設（以下「本州四国連絡鉄道施設」という。）について、鉄道事業者から当該施設の管理費用等に充てるために必要な利用料を確実に徴収し、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するため必要な当該施設の管理を行う。

本州四国連絡鉄道施設について災害が発生したときは、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、速やかな復旧を行う。

9 業務遂行に当たっての取組

業務遂行に当たっては、以下の取組を実施する。

国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進

国及び出資地方公共団体並びに会社の協力を得て、円滑に業務を実施するため、これら関係機関と積極的に情報及び意見の交換を行うなど、緊密な連携を図る。

高速道路の利用促進

協定に基づき、必要な高速道路網の整備やインターチェンジ拡充等を図る。

さらに、多様で弾力的な料金施策等、より高速道路の利用を促進する施策を推進す

るよう会社に促す。

高速道路事業に関する新技術の開発等の促進

費用の縮減を助長するための仕組みを通じて、会社に対し、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に当たってのコスト縮減、安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等を促す。

環境への配慮

環境への負荷の低減に配慮した調達を推進する。

なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく「平成19年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、環境物品等の調達を行うこととし、特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの(特定調達物品等)を100%調達する。

また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促す。

危機管理

地震、風水害、大規模な交通事故等により高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合には、会社及び関係行政機関と協力して、防災業務計画等に基づき、迅速かつ確かな情報収集及び伝達等の措置を講ずる。

また、会社及び関係行政機関と連携し、当該事態を想定した訓練を実施するとともに、災害に備えた機構独自の非常時参集訓練(不定時)等を適宜実施することにより、発災時に備える。

予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

1 財務体質の強化

債務の早期の確実な返済を図るため、次の取組を実施する。

債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料は、機構債務の返済財源の大宗を占めることから、協定に基づき確実に貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図る。

安定的に低利での円滑な資金調達に努めるなど、調達資金に係る金利コストを低減させるとともに、徹底した業務コストの縮減を進め、債務返済以外の支出を抑制する。

2 予算(別表1のとおり)

3 収支計画(別表2のとおり)

4 資金計画（別表3のとおり）

短期借入金の限度額

一時的な資金不足等に対処するため、短期借入金の限度額は、単年度 9,600 億円とする。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし

剰余金の使途

剰余金は予定していない

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

該当なし

2 人事に関する計画

方針

1) 個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を処遇に反映させるとともに、外部機関主催の各種研修等を活用し、機構職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。

2) 人員の適正な配置により業務運営の効率化を図る。

人員に関する指標

常勤職員数は、85 人を上回らないものとする。

人件費に関する指標

「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、退職手当等を除く人件費については、平成 17 年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額（実績ベース）と比較して 1% を上回る削減を行う。

給与体系の見直し

国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

日本高速道路保有・債務返済機構年度計画の予算等(平成19年度)

【総表】

別表1 予算

(単位:百万円)	
区分	金額
収入	
業務収入	1,975,443
道路業務収入	1,974,435
鉄道業務収入	1,008
政府等出資金受入	131,500
政府等補助金受入	22
債券及び借入金	3,140,300
社会資本整備事業収入	1,182
業務外収入	11,435
計	5,259,883
支出	
債務返済費	5,168,104
東京湾横断道路償還金	52,311
無利子貸付金	51,500
経営努力助成金	2,958
業務管理費	3,149
高速道路管理費	1,812
鉄道施設管理費	1,337
一般管理費	2,100
人件費	1,057
物件費	1,043
業務外支出	98,994
計	5,379,115

【人件費の見積り】

期間中総額935百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当に相当する範囲の費用である。

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)	
区分	金額
費用の部	1,571,234
経常費用	1,571,234
道路貸付業務費	943,181
助成業務費	2,817
鉄道施設利用業務費	9,812
一般管理費	2,047
人件費	1,053
経費	993
財務費用	608,034
道路資産取得関連費用	5,333
雑損	10
収益の部	1,890,991
経常収益	1,890,991
受取貸付料	1,876,724
占用料収入	1,665
連結料収入	2,104
受取施設利用料	987
資産見返負債戻入	618
鉄道施設建設見返債務戻入	8,404
財務収益	464
雑益	24
当期純利益	319,757
当期総利益	319,757

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)	
区分	金額
資金支出	5,372,945
業務活動による支出	778,443
管理費支出	158,701
その他支出	619,742
財務活動による支出	4,590,506
次期への繰越金	3,996
資金収入	5,372,945
業務活動による収入	1,975,519
投資活動による収入	10,779
財務活動による収入	3,261,927
前期よりの繰越金	124,720

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

日本高速道路保有・債務返済機構年度計画の予算等(平成19年度)

【高速道路勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)	
区分	金額
収入	
業務収入	1,974,435
道路業務収入	1,974,435
政府等出資金受入	131,500
債券及び借入金	3,140,300
社会資本整備事業収入	1,182
業務外収入	11,429
計	5,258,846
支出	
債務返済費	5,168,104
東京湾横断道路償還金	52,311
無利子貸付金	51,500
経営努力助成金	2,958
業務管理費	1,812
高速道路管理費	1,812
一般管理費	2,093
人件費	1,054
物件費	1,039
業務外支出	98,993
計	5,377,770

【人件費の見積り】

期間中総額932百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当に相当する範囲の費用である。

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)	
区分	金額
費用の部	1,561,414
経常費用	1,561,414
道路貸付業務費	943,181
助成業務費	2,817
一般管理費	2,040
人件費	1,050
経費	989
財務費用	608,034
道路資産取得関連費用	5,333
雑損	10
収益の部	1,881,569
経常収益	1,881,569
受取貸付料	1,876,724
占用料収入	1,665
連結料収入	2,104
資産見返負債戻入	618
財務収益	458
当期純利益	320,155
当期総利益	320,155

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)	
区分	金額
資金支出	5,370,085
業務活動による支出	777,097
管理費支出	157,355
その他支出	619,742
財務活動による支出	4,590,491
次期への繰越金	2,498
資金収入	5,370,085
業務活動による収入	1,974,419
投資活動による収入	10,779
財務活動による収入	3,261,618
前期よりの繰越金	123,269

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

日本高速道路保有・債務返済機構年度計画の予算等(平成19年度)

【鉄道勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
業務収入	1,008
鉄道業務収入	1,008
政府等補助金受入	22
業務外収入	6
計	1,037
支出	
業務管理費	1,337
鉄道施設管理費	1,337
一般管理費	8
人件費	3
物件費	4
業務外支出	1
計	1,345

【人件費の見積り】

期間中総額3百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当に相当する範囲の費用である。

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	9,820
経常費用	9,820
鉄道施設利用業務費	9,812
一般管理費	7
人件費	3
経費	4
収益の部	9,421
経常収益	9,421
受取施設利用料	987
鉄道施設建設見返債務戻入	8,404
財務収益	6
雑益	24
当期純利益	399
当期総利益	399

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	2,860
業務活動による支出	1,346
管理費支出	1,346
財務活動による支出	16
次期への繰越金	1,498
資金収入	2,860
業務活動による収入	1,099
財務活動による収入	309
前期よりの繰越金	1,452

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。